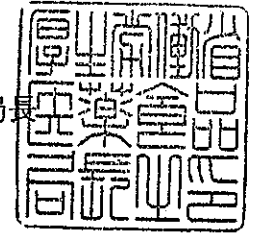


薬食発第 0331011 号  
平成 21 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



化粧品基準の一部を改正する件について

平成 21 年厚生労働省告示第 219 号により化粧品基準（平成 12 年厚生省告示第 331 号）の一部改正が別添のとおり告示され、同日適用されることとなったので、下記について御了知の上、貴管下関係業者に対して周知徹底方よろしくお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、化粧品基準の一部を改正することにより、化粧品に配合することができる防腐剤の範囲を拡大したものであること。

2. 改正の内容

別表第 3 の 2 を改正し、以下のとおり、化粧品へ配合できる防腐剤として、ピロクトンオラミンを追加したこと。

別表第 3 の 2 化粧品の種類により配合の制限のある成分

| 成分名       | 100g 中の最大配合量 (g)          |                             |                  |
|-----------|---------------------------|-----------------------------|------------------|
|           | 粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流すもの | 粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流さないもの | 粘膜に使用されることがある化粧品 |
| ピロクトンオラミン | 0.05                      | 0.05                        |                  |

(前のページより続き)

- 廃止前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令その他関係省令の規定に基づき、平成十九年度における全保険者平均老人加入率及び老人保健施設療養費等確定率を公示する件(同二二二)
- 平成二十一年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に關して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件(同二二三)
- 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の規定に基づき、平成二十一年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込額を公示する件(同二二四)
- 消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を經營する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件(同二二五)
- 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件(同二二六)
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準の一部を改正する件(同二二七)
- 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の規定に基づき平成二十一年度の単位掛金額を定める件(同二二八)
- 化粧品基準の一部を改正する件(同二二九)
- 薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件(同二三〇)

三六

三七

- 薬事法施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに薬事法施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の一部を改正する件(同二三一)
- 生活保護法による保護の基準の一部を改正する件(同二三二)
- 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件(同二三三)
- 独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第十九条第三項等の規定に基づく独立行政法人雇用・能力開発機構法第十一条第一項第二号及び第八号に規定する資金の貸付けに關し必要な事項の一部を改正する件の一部を改正する件(同二三四)
- 児童福祉法施行規則第一条の三十三の厚生労働大臣が定める基準(同二三五)
- 児童福祉法施行規則第一条の三十六第二号の厚生労働大臣が定める研修(同二三六)
- 児童福祉法施行規則第三十六条の四十二第二項の厚生労働大臣が定める基準(同二三七)
- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を變更する件(同二三八)
- 雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を定める件(同二二九)
- 厚生労働大臣が定める賃金日額の算定の方法を定める件の一部を改正する件(同二三〇)
- 厚生労働大臣が定める現物給与の価額(同二三一)

三八

三九

四〇

- 障害者自立支援法施行令第三十五条第一項第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならぬ者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件(同二三二)
- 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件(同二三三)
- 健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件(同二三四)
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第三十八条の規定に基づき厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件(同二三五)
- ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所(同二三六)
- ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(同二三七)
- 国立ハンセン病療養所等死没者改葬費支給規程(同二三八)
- 国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所入院入所規程(同二三九)
- 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程を廃止する件(同二四〇)
- 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(同二四一)
- 療担規則及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める指示事項等の一部を改正する件(同二四二)

四一

四二

四三

- 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件(同二四三)
- 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件(同二四四)
- 派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件(同二四五)
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件(同二四六)
- 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等の一部を改正する件(同二四七)
- 船員保険法施行規則第九十六条の規定に基づき、社会保険庁長官の定める率を定める件(社会保険庁一〇〇)
- 平成二十一年度における船員保険法第五十九条第十四項及び第十五項の規定に基づく船員保険の特定保険料率及び基本保険料率を定める件(同二四八)
- 船員保険法第三十三条ノ十六ノ四第一項の規定に基づき社会保険庁長官の指定する教育訓練の一部を改正する件(同二四九)
- 船員保険技能習得手当、寄宿手当及び移転費支給細則の一部を改正する件(同二五〇)
- 卸売業者の合併について認可した件(農林水産四四三)
- 農業災害補償法第五百十条の三第一項の農林水産大臣の定める特定の疾病を定める件(同四四四)

四四

四五

四六

○厚生労働省告示第二百十六号  
災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第九条第一項の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十二年厚生省告示第四百四十四号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。  
平成二十一年三月三十一日  
厚生労働大臣 舛添 要一

第二条第二号ロ中「二百三十六万六千円」を「二百四十万四千円」に改める。  
厚生労働大臣 舛添 要一

第四条第三号イの表中

|         |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 一万七千三百円 | 二万二千三百円 | 三万二千八百円 | 三万九千三百円 | 四万七千七百円 |
| 二万八千六百円 | 三万七千円   | 五万六千六百円 | 六万五千五百円 | 七万七千七百円 |

を

|         |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 一万七千五百円 | 二万二千六百円 | 三万三千三百円 | 三万九千九百円 | 四万七千九百円 |
| 二万九千九百円 | 三万七千五百円 | 五万二千三百円 | 六万六千三百円 | 七万七千七百円 |

に改め、同号ロの表中

|       |       |
|-------|-------|
| 五千六百円 | 七千六百円 |
| 九千九百円 | 一万二千円 |

に改め、同号ロの表中

|         |       |
|---------|-------|
| 九千二百円   | 七千七百円 |
| 一万二千二百円 | 七千七百円 |

に改める。

|         |         |
|---------|---------|
| 一万七千七百円 | 一万七千七百円 |
| 二万五千八百円 | 二万五千八百円 |

○厚生労働省告示第二百十七号  
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成十六年厚生労働省告示第三百四十三号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。  
平成二十一年三月三十一日  
厚生労働大臣 舛添 要一

第二条第一号(1)及び第二号ロ中「二百三十六万六千円」を「二百四十万四千円」に改める。  
厚生労働大臣 舛添 要一

第四条第三号の表中

|         |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 一万七千三百円 | 二万二千三百円 | 三万二千八百円 | 三万九千三百円 | 四万七千七百円 |
| 二万八千六百円 | 三万七千円   | 五万六千六百円 | 六万五千五百円 | 七万七千七百円 |

を

|         |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 一万七千五百円 | 二万二千六百円 | 三万三千三百円 | 三万九千九百円 | 四万七千九百円 |
| 二万九千九百円 | 三万七千五百円 | 五万二千三百円 | 六万六千三百円 | 七万七千七百円 |

に改める。

第九条第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「できない者」の下に「又は大規模な補修を行わなければならないことが困難である程度に住宅が半壊した者」を加え、同条第二号中「五十一万円」を「五十二万円」に改める。

○厚生労働省告示第二百十八号  
社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）第七条の規定に基づき、平成二十一年度の単位掛金額を四万四千七百円と定め、平成二十一年四月一日から適用する。  
平成二十一年三月三十一日  
厚生労働大臣 舛添 要一

○厚生労働省告示第二百十九号  
薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第四十二条の規定に基づき、化粧品基準（平成二十二年厚生省告示第三百三十一号）の一部を次のように改正する。  
平成二十一年三月三十一日  
厚生労働大臣 舛添 要一

別表第3の2の表中

|      |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|
| 0.10 | 0.010 | 0.010 | 0.010 |
| 0.05 | 0.05  | 0.010 | 0.010 |

に改める。

○厚生労働省告示第二百二十号  
薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第十四条第一項の規定に基づき、薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（平成十六年厚生省告示第四百四号）の一部を次のように改正する。  
平成二十一年三月三十一日  
厚生労働大臣 舛添 要一

表製造販売の承認を要しない医薬品の欄中第百十一号を第百十二号とし、第百十九号から第百十号までを一号ずつ繰り下げ、第五十八号の次に次の一号を加える。  
五十九 デンブングリコール酸ナトリウム  
○厚生労働省告示第二百二十一号  
薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第二十條第一項第七号（同令第七十二条において準用する場合を含む。）及び薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十六条第七号の規定に基づき、薬事法施行令第二十條第一項第六号及び第七号並びに薬事法施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（平成十六年厚生労働省告示第四百三十一号）の一部を次のように改正する。  
平成二十一年三月三十一日  
厚生労働大臣 舛添 要一

第二号中107を108とし、54から106までを55から107までとし、53の次に次のように加える。  
54 デンブングリコール酸ナトリウム  
○厚生労働省告示第二百二十二号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。  
平成二十一年三月三十一日  
厚生労働大臣 舛添 要一

別表第1第2章の2及び3を削る。  
別表第1第2章の4の(1)の表に注として次のように加える。  
社会福祉施設職員等退職手当共済法  
厚生労働省告示第二百二十一号  
別表第1第2章の4を削る。  
別表第1第2章の5中「母子加算又は」を削り、同章中の「母子加算」を「母子加算又は」に改める。

別表第1第2章の5中「母子加算又は」を削り、同章中の「母子加算」を「母子加算又は」に改める。